

皆さんが選ぶ 登米市の景観

「登米市・身近な景観百選」 写真を募集します

募集写真のテーマ「100年後にも残したい！登米市の景観」

登米市には、素晴らしい自然をはじめ、育まれた田園風景や公園、史跡、町並みなど登米市固有の歴史、伝統、文化に根差したさまざまな景観が数多くあります。これらの中から、市民にゆとりを与え、後世に伝えるべき良好な景観を歴史・伝統的景観、自然景観、都市景観などとして「登米市・身近な景観百選」に選定します。

皆さんが日ごろ、大切に感じている四季折々の豊かな自然、史跡、町並みや日常の身近な何気ない景観など、「残しておきたい」「みんなに広く知ってほしい」と思う写真を広く募集しますので、ぜひご応募ください。

募集内容

- ①応募資格 限定しません
- ②作品 登米市内の景観写真で未発表のもの
- ③作品数 一人5点以内
- ④写真サイズ 四ツ切りサイズ(254×306^{mm})以内のカラー単写真、無修正、無加工のもの
- ⑤入賞作品の著作権 登米市に帰属します
- ⑥応募期間 4月1日から22年3月31日まで
- ⑦公表 選定後、市ホームページなどで入賞した写真と入賞者名を公表します
- ⑧応募方法 応募用紙に必要事項を記入の上、下記応募先まで郵送および電子メールで応募してください
※応募用紙は各総合支所窓口および市ホームページからダウンロードできます
(平成21年3月20日以降予定)
- ⑨応募先 〒987-0602 登米市中田町上沼字西桜場18番地 建設部都市計画課 都市計画係
☐tosikeikaku@city.tome.miyagi.jp

【問い合わせ】 建設部都市計画課 都市計画係 ☎0220 (34) 2446



棚田【津山町】



教育資料館【登米町】



平筒沼【米山町・豊里町】



伊豆沼【迫町】

出産育児一時金が 38万円になりました



産科医療補償制度(注1)が開始されたことに伴い、平成21年1月1日から出産時に国民健康保険から支給される「出産育児一時金」が38万円(現行35万円)になりました。

産科医療補償制度とは、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児に対する補償金の支払いに備えるために分娩機関が加入(任意)する制度です。分娩機関が運営組織である財団法人日本医療機能評価機構に支払う掛け金は1分娩当たり3万円となっております。

産科医療補償制度は、分娩に加入しているが、医学的管理下以外の出産。③分娩機関が産科医療補償制度に加入しているが、医学的管理下の出産であるが、在胎週数22週未満の出産(流産、人工妊娠中絶を含みます)。

【3万円が加算され38万円が支給される場合】
分娩機関が産科医療補償制

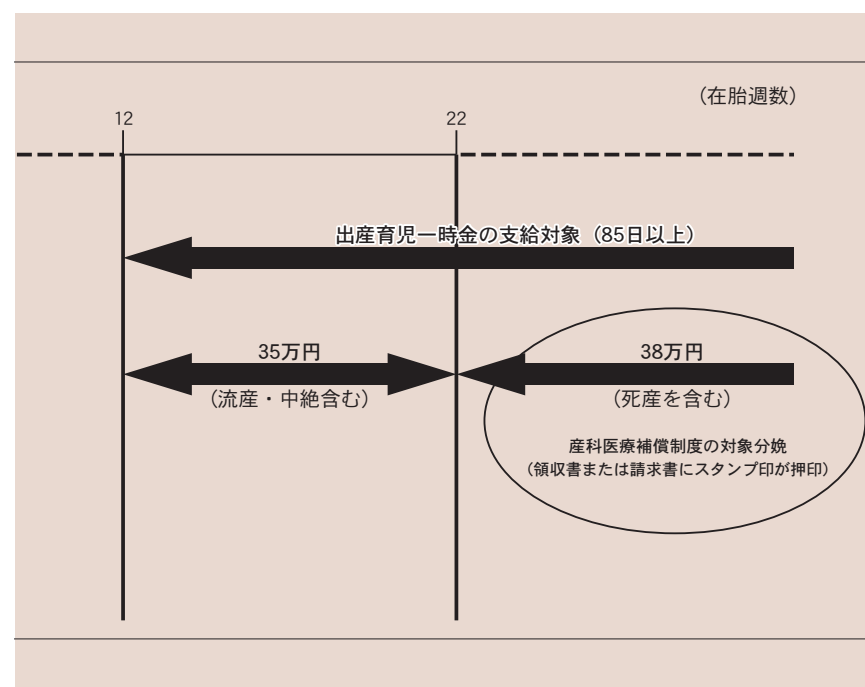
の掛け金を分娩料に乗せざるべし、妊婦の負担を軽減するために出産育児一時金が引き上げられました。ただし、分娩機関が産科医療補償制度に加入していないなど、分娩機関が産科医療補償制度の掛け金を支払う必要がない場合は、これまでどおりの35万円が支給されますのでご注意ください。

【3万円が加算され35万円が支給される場合】

①分娩機関が産科医療補償制度に加入していない。
②分娩機関が産科医療補償制度に加入しているが、医学的管理下以外の出産。
③分娩機関が産科医療補償制度に加入しているが、医学的管理下の出産であるが、在胎週数22週未満の出産(流産、人工妊娠中絶を含みます)。

◆申請に必要なもの
①産科医療保障制度に加入している分娩機関で出産した場合、出産費用を支払った際の領収書または請求書(同制

出産育児一時金の支給に係る在胎週数



◆受領委任払申請をする場合
国民健康保険出産育児一時金受領委任払申請書(様式1号)に分娩機関の同意があるもの。
※出産育児一時金として支給される38万円(35万円)を

世帯主に代わって分娩機関が受け取るための申請です。これにより、出産した人は出産費用と出産育児一時金の差額だけを分娩機関に支払うこととなります。
【申請場所】
各総合支所市民福祉課
市民生活部国保年金課
保険給付係
☎0220(58)2166